

昭和戦前期華族の世帯構成と家族構成

森岡清美

一、世帯構成の研究と華族の「家」

この論文は、『華族家庭録』を主たる資料として、昭和戦前期における華族の世帯および家族構成を把握し、国勢調査等に基づく国民一般の世帯構成と比較して、華族の世帯および家族構成の特色を説明するための糸口を掴もうと企図するものである。したがって、最初に、華族とは何か、世帯構成の研究において華族に注目することにはどのような意義があるか、主たる資料源である『華族家庭録』はどのようなようにして作成され、どのような資料的価値と限界をもつか、について説明を加えておかなければならない。

まず、ここで取り上げる昭和戦前期の華族とは、改正華族令（一九〇七年五月制定）によって公・侯・伯・子・男いずれかの爵を有する者、および彼が戸主である戸籍に登録された親族（家族）、をさす。明治政府は、近世の公卿・諸侯およびこれらに準ずる伝

統的貴族に加え、政府に勲功のあった人々に爵を授けて、近代日本の特権的貴族階級を創出することに特別の注意を払った。すなわち、一八六九（明治二）年、公卿・諸侯の称に代えて、両者を統合する新たな称呼として採用されたのが、貴族の汎称としての華族の語の日本近代史への初登場であって、翌々年制定の戸籍法において士族・平民の上に位する族籍の称呼となった。当初、華族に列せられた家は、公家一四二、諸侯二八五、計四二七家であったが、五爵の制と勲功による授爵の制を初めて導入した華族令（一八八四年七月制定）により、同（明治一七）年に授爵された者は五〇九名に達した。その後、明治維新および度々の対外戦争と外交折衝等の勲功を理由として授爵される者があいつぎ、『華族家庭録』調製の一九三六年末には、それまでに故あって爵位を返上した者、女戸主のため、あるいは後継者なきため、あるいは襲爵手続未了のため華族の栄典を失った者（合計四九家）を除いても、なお九五五家の多数に上った。

つぎに、世帯構成の研究において華族に注目することの意義につき、私見を述べておかねばならない。かつて授爵された者前記合計一〇〇四家は、一九三五（昭和一〇）年の国勢調査による全国世帯総数の〇・〇〇七％に相当する。華族の家一つが一世帯をなすとは限らず、本研究の示すところでは、むしろほぼ一・五世帯に当たると考えたほうが現実的である。かりにそうだとしても、国民約九千世帯に華族一世帯となり、戸田貞三が家族構成の研究のために活用した千分の一サンプルに華族が一世帯含まれる蓋然性は、一般の九分の一という極端な少数派である。全体社会の九牛の一毛にも比すべき階層にとくに注目する必要がどこにあり、またそのことにどんな意義があるのだろうか。

戦前の家族構成にかんする研究は、周知のとおり、国勢調査の世帯資料によるものである。戸田は一九二〇（大正九）年の資料について、全国一本の解析のほかに市部郡部別・地方別の解析を主軸としつつ、世帯主の職業三類別による解析を併せ実施した。しかし、職業別解析としては、「東北地方の郡部の家族及び農林業の家族を除いては常に甲類のもの（世帯主の直系親のみよりなる家族）が九割以上を占めて居る」〔戸田一九三七、五一六〕ことを指摘する程度に留まり、それ以上に深められることはなかった。

では、華族・士族・平民の身分別解析はどうか。華族は先述のように目にも入らぬマイノリティであり、士族は一九一四（大正三）年の戸籍法改正で戸籍への記載が廃止されている。そのよう

な状況を踏まえてか身分情報は国勢調査項目に含まれていないので、身分別解析は最初から不可能であったことはいうまでもない。このような職業階層にかんする研究水準と身分にかんする資料の存在状況を考慮するとき、幸いにも利用可能な華族の悉皆調査を活用してその世帯ならびに家族構成を解析し、国民一般の世帯構成と比較することには、小さくない意義が存するということができよう。

右に述べたのは研究情報の欠を埋めるという消極的な意義であるが、より積極的な意義があることを強調しておきたい。戸田は、戸籍に記載された帳簿上の族的集団としての家と、生活集団としての家族は必ずしも同じでないという経験上の事実を踏まえて、社会学者は制度としての家族よりは集団としての家族を研究しなければならぬとし、家族集団を説明する第一歩として家族構成の解析を志したのである。ところで、戸籍簿の編成は戸籍法により、戸籍法は民法（第四編第五編）に基づいている。かつ民法の条項はその骨子において華族等上層支配階級の家族規範を反映するところが多く、他方、改正華族令の条項は民法の関係条項の特殊化であったといえる。これらの制度によって、華族における家族の在りようは強く規定されていた。このように、制度としての家族と現実の家族集団とのかかわりを考慮するとき、華族についてその世帯構成や家族構成を研究することには、特別の意義が存すると考えられるのである。

積極的な意義として、さらにつぎのことを付言しておかなければならない。華族を授爵理由によって世襲の旧華族と勲功による新華族に大別した場合、勲功華族のほとんどは士族であった者が勲功によって貴族の仲間入りを認められた者である。士族の身分の同一性が平民身分のなかに溶解してしまつた大正期以後も、華族の制は蔽として維持された。華族の身分は世襲であつて、その爵に相当する「礼遇」つまり社会的名誉を享受する一方、貴族院を構成して民選議員からなる衆議院に対抗しうる政治的勢力をなし、皇室の藩屏となつて皇室の貴種性と近代天皇制を守る皆の役割を担つた。日本社会の身分秩序における華族のこのような社会的政治的地位のゆえに、その世帯および家族構成の考察には格別の意義があるといふことができるのである。

華族の家族構成についての初歩的な情報は、明治初期の戸籍簿に登録された家数と人口を全国集計した全国戸籍表および全国人口表に加工することによつてえられる。華族の（家数と）一戸当たりの人数は、一八七二（明治五）年で（四五九戸）五・八一一人、一八七六年で（四七〇戸）六・三一人、一八八〇年で（四八九戸）六・二八人であり、士族のそれぞれ四・五六人、四・六三人、四・五五人と比べてはもちろん、平民のそれぞれ四・七五人、四・七二人、四・七五人と比べても格段に多くなつてゐる。全国戸籍表や人口表の人口が過少であることは明白とされているが、一戸当たり人数についてはほぼ信頼してよいのではないだろうか。人口

では全国人口の僅か〇・〇〇八％に過ぎない華族であるが、すでに一戸当たりの人数が明確に多いという特色を示していることは、家族構成についてのさらに立ち入つた分析が期待されることを示唆するものであろう。

第三に、基礎資料としての『華族家庭録』（以下『家庭録』と略称）は、社団法人華族会館が所定の用紙を華族各戸に配付して記入を依頼し、一九三六（昭和一一）年一〇月下旬から同年一二月末までの期間に自記式の調査として実施した結果を、ほぼ原票のまま家名のいろは順に配列して翌年三月に刊行したものである。調査の目的したがつて調査結果刊行の目的は、「華族相互ノ家庭ヲ知ルノ便ニ資センガ為メ」（例言）であつた。

調査項目は、氏名、生年月日、戸主との続柄、位階・勲等・功級・学位、学歴、業務（勤務先と地位）、住所ならびに電話、の八項目であつて、これらの事項を戸主はじめその家族員一人ひとりについて一枚の用紙に記入することになつてゐる。これだけの情報を盛ることによつて、華族相互の家庭を知る便に資するのが『家庭録』の目的であつた。

何のために華族相互の家庭を知る必要があつたのかといへば、結婚および養子縁組の候補者探しのためと想像される。僅か八項目の情報では候補者を特定するには不十分であるが、候補者になりそうな人を物色する最初の手がかりとしては有用であろう。華族の監督官庁は宮内大臣であつて、宮内省宗秩寮および華族会館

には華族関係の情報が集中し、戸籍記載事項に加えて就学状況等をも掌握していたが、華族がプライベートに利用しうる情報は限られていた。このような状況をふまえて、華族会館評議員会あたりで決定し、関係者への協力方依頼を手抜きなく行ったためかもしれないが、またおそらく期待される情報の有用性のために、多数の華族の協力をえることができた。しかし、華族全戸がこの協力要請に応じたのではなかった。では、有効回答率は何割ほどであったのだろうか。

『家庭録』に登載された華族は七七三戸で、爵位別にみると、公爵一九戸、侯爵三九戸、伯爵八八戸、子爵三〇四戸、男爵三二三戸となる。他方、提出しなかった華族は一八二戸。総数九五五戸の華族の実に八〇・九%が報告を提出して登載されたのである。爵位別回答率は、公爵一〇〇%、侯爵九五%で、伯・子爵は八一%、男爵は八〇%であった。戸数の少ない公侯爵で回答率がとくに高く、戸数の多い子男爵でも八割を下らないことは、この資料をもつて昭和戦前期の華族の世帯および家族構成を論じて差し支えないことを保証するもの、といつてよいだろう。

『家庭録』が提供する情報のうち、世帯および家族構成の研究に必要な項目は、氏名、生年月日、続柄、住所、電話である。『家庭録』は同一住所の親族だけでなく、住所を異にする親族をも書き上げている。つまり、華族の世帯員だけでなく、華族の家族（戸主と同一の戸籍に在る親族）を書き上げていることに注意を促し

ておこう。ところで同一住所にある親族は、住居を共にする場合、つまり一つの世帯をなす場合が多いことであろうが、必ずそうとは限らない。同一住所にあつて住居を共にする親族としない親族を選別することは、厳密に言えば不可能であるが、選別の手がかかりとして試みに電話に注目し、同一住所でも電話を別々にもっている家族単位は別の世帯を構成するものとみることにした。このように、『家庭録』は住所と電話を手がかりとして、戸主を中心とする本拠世帯と異居の分派世帯を、したがって戸主の世帯と彼の家族を、全部という保証はないにせよ最大限、洗い出すことを可能にする貴重な資料である。

ただし、世帯および家族構成の研究資料として用いようとする時、限界も小さくない。第一に、『家庭録』は華族の家に含まれる親族を書き出すことに狙いがあり、華族の（本拠）世帯に含まれる使用人や非親族の同居人には関心が無い。（だから、結婚や養子縁組の候補者選びのための基本資料を提供することが刊行目的だったと推測される。）戸田の家族構成の研究は世帯構成の研究に外ならず、その世帯は使用人や同居人を除いた同居親族の集団であったから、右の限界は戸田の資料と比較する上では支障にならない。しかし、華族の世帯には、親族身分と非親族身分の中間的存在、すなわら非親族身分であるが親族役割を担当する者、非親族身分から親族身分に移行する可能性のある者、一八八一（明治一四）年末まで法律上も劣位の配偶者と認められていた者〔高柳一

九四一、四六」、つまり妾、がしばしば含まれていたけれど、これが使用人もしくは同居人として同居親族のリストに付して登録されていないことは、研究者の立場からすれば残念である。

では、戸主の（本拠）世帯にかんする資料は、同居親族の集団をあらわにする資料としてほぼ満足すべきものであるかという点、これにもさまざまな欠陥がある。例えば、先代の養子として爵を襲いだ少年や未婚の若者は、養家に居所を移さず、生家に同居したままであることが多い。その場合、おおむね華族である生家の一員としてでなく、華族である養家の戸主として、単独世帯の形で登録されている。（まれに二重登録もある。）また、宮家の未婚次三男が臣籍に降下して華族の家を創立した場合、里宮家に同居していても、『家庭録』では単独世帯として書き上げられている。しかし、これらは単なる帳簿上の存在に過ぎず、そのような単独世帯が実際に存在したわけではないことは明らかである。これは、報告用紙に記入するさいに、華族が作る実際の世帯の形態よりも華族の家にかんする制度が人々の観念を支配したことを示唆している。（このような単独世帯をなす戸主の生家には華族でないものもあって、事例のことごとくを生家の世帯に戻して構成し直すことができなかつたので、表記どおり単独世帯として扱った。）

また、若年の戸主が京都や仙台等で就学している場合、一年のうち相当の期間、本拠世帯を離れて大学等の所在する都市で単独世帯を形成していたと推測されるのに、本拠世帯に含まれたまま

となっている。所在を拘束される勤務等でない以上、戸主の住所は本拠世帯の所在地であるはずという観念が、実態の認識を左右した例であろう。（この場合、在学・勤務の別にかかわらず、すべて単独世帯を寄留先で形成するものとみなした。）

つぎに、『家庭録』は戸主の戸籍上の家族を漏れなく記録しているかという点、その保証はない。一般の国民にこの種の調査を実施した場合、分家の手続き未了のために戸主の戸籍に留まっている既婚の傍系成員まで（つまり法的な意味での家族全員を）、戸主の家族に含めるとは考えにくいのが、華族においては「有爵者ノ家族ハ華族ノ族称ヲ享ク」（改正華族令第一条）と規定されているので、家族（戸主の戸籍に含まれる親族）の範囲には敏感であつて、家族全員を記載したと考えられる事例は少なくない。しかし、『家庭録』ではなく、『家庭録』であるから、家族成員のうち家庭の成員にふさわしい親族に限って登録することは十分ありうることである。どこまでを戸主の家庭に属するものとみるかを規定せず、漫然と調査用紙記入者の判断に委ねたことから生じたこの種の不統一は、『家庭録』利用者にとっては不都合はないだろうが、研究者にとつては事後の追加的修正がきかない欠陥である。

他方、戸籍には含まれないが現実の家庭の成員ではありうる、先代の妾たりし戸主の実母を登録したり、実家の本拠世帯とは別居している母を、自らが戸主である養家の名簿に含めて記録するものがある。また、家の観念からすれば分派世帯をなす傍系成員

とすらいえない他家に嫁した姉妹や娘を、単独であるいは配偶者ともども書き加えているものもある。いずれも『家庭録』に期待される情報としては価値があり、これらの点からも情報の利用目的が推測される。ともあれ、「家庭」についての定義が特になされていないことから生じた情報の不統一はまぬがれないが、幸いそのような事例は多くない。(他家に養取されたり婚嫁した親族は、家族構成の分析にさいして除外した。)

二、華族の世帯構成

戸田貞三の場合を始めとして、家族構成を論ずるといいたながら、その実同居親族集団つまり親族世帯の親族の構成を問題にしていることが多い。しかし、こと華族については、家族構成と称して世帯構成を論じ、したがって世帯構成とは家族構成のことである、とは言えないことは、右の説明でほぼ明らかと思う。念のため定義的に繰り返すなら、世帯形態とは戸主と同居する親族が作る集団の形態であり、他方、家族形態とは戸主の本拠世帯に分居家族員を加えた全体の集団形態である。ともに、構成員数と続柄構成の両面からの接近が必要である。もちろん、分居家族員がない場合もあり、その時には世帯構成即家族構成となることはいうまでもない。

構成員数の解析のためには、一人二人と、一から始まる自然数

をそのまま用いれば足りる。他方、続柄構成の解析に用いうる出来合いの基準があるわけでない。そこで戸田は、初めて続柄構成を論じたとき、二種類の家族型を準備してこれをサンプルに適用した。二種類の型を設定するために、戸田はまず世帯主とその同居直系親の世代数に着目して、一世代のものから五世代のもので五種に類別し、つぎに世帯主とその同居直系親が配偶であるか否かによって右の五種を細分するという、二段の手續きをとった〔戸田一九三七、四七二〕。

一九二〇(大正九)年の第一回国勢調査が実施された当時、戸籍上の同じ家の家族員が二つ以上の世帯に分属することが多くなっていたから、調査は世帯を調査単位とし(国勢調査施行令第三条)、戸主でなく世帯主の概念を用いる必要があった。国勢調査申告書では、世帯主に「うちのしゅじん」とルビがふられ、「戸主に限らず世帯を主宰する者を謂ふ」と説明されている。本稿の華族の場合、われわれは分派世帯の構成は問わず、ただ戸主の本拠世帯についてだけその構成を論じようとしている。ここでは戸主即世帯主であるから、前段の説明のなかの世帯主を戸主と読み換えれば、戸田の二種類の家族型をそのまま華族にも適用することができる。

戸田の二種類の家族型は、すでにふれたように、世帯主、直系親、世代数、配偶者の有無、という四つの変項もしくは変数に着目して設定されたものである。これらの項目は、夫婦中心の一代

限りの家族と永続性のある家長的家族という対概念を前提として、後者のような「意味に応じた形を備えて居る家族が全家族中の大部分を占めて居るのであらうか」「戸田一九三七、四六〇、四六五」という問いに対応して家族型を設定するために、選択されていると思われるので、ここでは問題を家族分類についての問いに単純化する。そして、類型と分類の峻別を前提とする筆者の家族分類の概念をここに挿入するならば、夫婦家族にたいして直系家族の占有率いかんという問題となるだろう。しかし、より広い視野から家族分類を設定しようとするとき、戸田の家族型設定においては無視された傍系親、とりわけ有配偶の傍系親にも注目することが必要であり、直系親のみ有配偶である直系家族にたいして、傍系親も有配偶の複合家族を加えた筆者の三分類説を採用するのが妥当である。華族の世帯ならびに家族構成と一般国民のそれ（ただし世帯即家族）との差異を問うときには、複合家族の占有率の大小こそ意味ある論点の一つとなることだろう。

筆者の家族分類は、世帯主中心でも、直系親本位でもない点で戸田の分類説と袂を分かつ。その特色は、家族単位としての核家族に注目し、核家族の組み合い方と、核家族を構成するダイアドの核家族の境界を超えた組み合い方に注目するところにある。すなわち、核家族が単独で存在する夫婦家族、核家族が親子の絆で各世代一つづつ縦に連結した直系家族、核家族が（縦だけでなく）

兄弟の絆で横に世代内で連結した複合家族の三つに、まず大別する。つぎに、核家族に含まれた四種のダイアド、すなわち夫婦(C)、父子(F)、母子(M)、兄弟姉妹(S)を加えて、ダイアド複合つまり夫婦家族(N)の再分類とする。直系家族と複合家族はこれを構成する核家族の数だけのダイアド複合もしくはダイアドの結合とみ、前者はCNなどと記号を連結することで、後者はCXなどとXで記号を繋ぐことで、再分類を表象する。なお、類別を簡略化するために、ダイアドもしくはダイアド複合が代的に三個以上連なる場合には、若い下世代二つの核家族の結合形態をもって代表させることとする。

この分類基準により、七七三戸の華族の世帯構成を類別し、分類および再分類別に構成員数を解析する。繰り返しになるが、世帯とは戸主の同居（同一住所）親族集団である。同一住所でももし電話が家族単位ごとに設置されている場合には、分居とみなす。このように限定することによって華族戸主の世帯を取り出し、一々について構成員数を算定し続柄構成を確定したのである。さきの家族の分類の先頭に単独世帯を置き、つぎに夫婦家族の五形態、そのつぎに直系家族の二四形態、最後に複合家族を置けば、表1の表側のとおりとなる。まず、表頭の構成員数に注目しよう。全体として、最少の一人世帯から最多の一三人世帯まで分布し、最頻値は四人世帯、一世帯当たり四・四〇人となる。一九三〇（昭和五）年の国勢調査では、一世帯当たり四・九八人と華族世帯よ

表1 華族の世帯構成 (続柄構成別人員数)

1936年

世帯構成	人員数 総数	構成比 %	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	1世帯当り 人
総数	773	100.0	61	96	140	143	106	88	65	43	19	6	3	2	1	4.40
単独世帯	61	7.9	61													1.00
夫婦家族世帯	420	54.3		93	104	82	58	37	29	10	5	1	1			4.02
N	264	34.1			76	67	51	29	25	9	5	1	1			4.69
C	55	7.1		55												2.00
F	37	4.8		16	7	3	5	2	4							3.51
M	51	6.6		16	16	10	2	6		1						3.41
S	13	1.7		6	5	2										2.69
直系家族世帯	285	36.9		3	36	60	48	50	35	31	14	5	1	1	1	5.61
NN	13							2	3	5	1	1	1			
CN	18						6		6	5	1					
FN	17	23.9				5	7	3	1	1						6.10
MN	111					29	21	28	9	14	10					
SN	19					3	4	5	3	1	1	1			1	
ON*	7					2	2	1	1	1						
NC	11						1	4	4	2						
CC	4					4										
FC	4	5.7			3							1				4.48
MC	16				10	4	1		1							
SC	9				7	1		1								
CF	3					1			1	1						
FF	1	2.7										1				5.67
MF	14				6		3	1	2	1				1		
SF	3					1		1	1							
NM	1										1					
CM	4					1	1	1				1				
MM	9	2.3			1	4	1	1	2							5.22
SM	3				2	1										
OM	1							1								
CS	5				3	1	1									
FS	1	2.2			1											3.59
MS	8			2	1	3		1	1							
SS	3			1	2											
複合家族世帯	7	0.9				1		1	1	2			1	1		8.00
総数の構成比	100.0	%	7.9	12.4	18.1	18.5	13.7	11.4	8.4	5.6	2.5	0.8		0.8		
1930年国勢調査**	100.0	%	5.5	11.8	14.8	15.1	14.5	12.7	9.9	6.8	4.1	2.4		2.5		4.98

*OはN～Sのいずれも欠如していることを示す、以下同じ。 **昭和5年国勢調査報告、第1巻、内閣統計局、1935年、149～151頁。

りもかなり多い。一人から四人までの世帯の数が華族では全体の五六・九%と過半を占めるのにたいして、国勢調査では四七・二%と全体の半数に足らず、差は歴然としている。華族では使用人や同居人を加えずに世帯の構成員数を算定している一方、国勢調査の普通世帯にはこれらを加えているので、後者が多いためになるのは予想されぬわけでもない。一九二〇（大正九）年の国勢調査結果に加工して、普通世帯から使用人や同居人を除いた一世帯当たり（親族）員数を算出すれば、四・五九人という数字が得られる。使用人や同居人を除外しない普通世帯の平均構成員数は四・八九人であるから、その差の〇・三人は一世帯当たりの使用人・同居人の数とみることができるといえる。普通世帯に含まれる使用人や同居人の数は減少する傾向にあったことが論証されているが、かりに昭和初年でも変化なしと仮定すれば、一九三〇年の四・九八人から〇・三人を差し引いた四・六八人が華族世帯と比較可能な数字ということとなる。それでもなお華族のほうが四・四〇人と少ないのである。

前節でふれたように、明治初年の統計では華族一戸当たりの人数が一般国民のそれよりも逆に多かった。昭和初年ないし戦前の右に述べた事態は、この事実とどう接続するのであろうか。明治初年の数字は華族五・八一〜六・三一人、平民四・七二〜七五人であったから、主として、華族の一戸当たり人数が減少したため、とも考えられる。しかし、『家庭録』を資料として唯今算定しよう

としているのは、華族一世帯当たり人数であって、一戸当たり人数ではない。だから、明治初年の人数よりも少ないのは当然であるが、国民一般の平均世帯規模よりも小さいことまで当然というわけにはいかない。この点の解明は世帯構成員数の比較だけでは達成できず、家族構成員数の比較を含む総合的な取り扱ひのなかでしか解明されないであろう。それはやがて華族の家族構成の特色の指摘に繋がることになるだろう。

つぎは、表1表側の続柄構成である。単独世帯は七・九%、つぎの夫婦家族世帯は夫婦子の世帯（N）の三四・一%を中心に計五四・三%、第三の直系家族世帯は母夫婦子の世帯（MN）の四・四%を始めとして計三六・九%、最後の複合家族世帯は〇・九%という比率となり、夫婦家族世帯が過半を占めることが判る。夫婦家族世帯は主に二人から七人の範囲に分布し、平均で四・〇二人、直系家族世帯は主に三人から八人の範囲に分布し、平均で五・六一人、複合家族世帯は平均で八・〇〇人となって、続柄構成の複雑度が規模の大小の差と対応している。

いま一段細かくみると、夫婦家族世帯のなかでは夫婦子の世帯（N）が六二・九%、直系家族世帯のなかでは下世代に夫婦子の単位（下N）をもつものが六四・九%、複合家族世帯のなかでは下世代に夫婦子の単位をもつものが八五・七%を占める。このように、三分類のどこでも夫婦子の単位が六割以上を占めている。その上に構成員数で、Nは四・六九人と夫婦家族世帯のなかで最

多、下Nは六・一〇人と直系家族世帯のなかで最多を記録している。他方、夫婦家族世帯ではきょうだい世帯(S)の比率が三・一%、直系家族世帯では下世代にきょうだい(下S)をもつものの比率が六・〇%と最低であつて、構成員数は二・六九人、三・五九人とそれぞれのなかで最も少ない。これらのことから、Nもしくは下Nは比率の上で過半を占めるばかりでなく、構成員数の点からみれば資源に富む形態であり、他方Sもしくは下Sは、出現の頻度が低くばかりでなく、員数の点からみて資源に乏しい形態といえよう。

単独世帯は他の世帯と異なつて集団をなさないが、単独世帯をなす人は華族の戸主であるから、華族の家を担っており、一人でも華族の家をなすことには変わりがない。いわんや分派世帯をもつ場合は現に家族集団のなかにある。もたない場合には華族の家を次代に継承させるために家族集団を形成しなければならぬ。したがつて、外形こそ集団をなさないが、少なくとも性格のうえでは家族的世帯と異ならないのである。単独世帯を他の家族的世帯と同じ扱いをしてきたのは、そのゆえである〔戸田一九三七、二〇五参照〕。

では、右にみた華族世帯の続柄構成は一般国民のそれと比べてどのような差異を示すのだろうか。一九三〇年の国勢調査報告から比較可能な情報を導出する術は遺憾ながらないので、一九二〇年国勢調査の千分の一サンプルについて解析した戸田貞三の続柄

構成にかんする資料を用いることにする。しかし、すでに紹介した二一の家族型による戸田の資料は、そのままでは利用できず、読み換えて利用するとしても厳密には対応しないので、あくまでおおよその見当をつけるために援用するにすぎない。それに年次が一六年もずれているから、その点でも参考資料にすぎないことをお断りしておきたい。

戸田の家族型Aは単独世帯に、Bは夫婦のみの世帯(C)に、C、D、Eは父子世帯(F)と母子世帯(M)に、G、Hは夫婦子の世帯(N)にほぼ対応し、残りの計は直系家族世帯と複合家族世帯の計にほぼ対応する。戸田の類別においては、直系家族と複合家族を分別せねばならぬという問題意識はなかつたのである。ともあれ、こうして一九二〇年の国勢調査では、単独世帯六・〇%、夫婦家族世帯五五・三%、直系家族世帯と複合家族世帯の計三八・七%、他方、一九三六年の華族の世帯では、それぞれ七・九%、五四・三%、三七・八%、という比較可能な数値がえられ

る。華族では単独世帯の比率が比較的高いことが注目される。実際には生家もしくは生家に準ずる縁家に同居しているのに、華族の当主だということと別に単独世帯として表記される事例が少なくないため、実際以上に高い比率になっているとみて、そうした事例を除いて計算し直すと、単独世帯は六・二%となる。もし除いた分を夫婦家族世帯とその他に振り分けるなら、これらも戸田の

資料とほぼ同じ程度の比率になる。そうすると、華族世帯の続柄構成と一般国民のそれとは、とくに指摘するほどの差異がない、という結論に導かれる。

大づかみにみた場合、一般国民の世帯と続柄構成でとくに差異がないとしても、一歩具体相に入ってみれば差異が目につくのではないだろうか。単独世帯についてはすでにふれたが、一例だけ示してつぎに進むこととしよう。例示に当たって、『家庭録』のデータを点検し、家系等の関連情報を補充するために、『昭和新修華族家系大成』上下二巻(霞会館編、一九八二・八四年刊、以下『家系大成』と略称)に拠ったことをお断りしておく。華族当主の個人名はアルファベットのイニシャルに年齢を付して表示する。

男爵鍋島N二一歳(一九三六年末、以下同じ)は渋谷区代々木上原町に単独世帯として登録されている。鍋島男爵家は佐賀鍋島侯爵家の次男が一九一九年分家創立のさいとくに授爵されて成立したのであるが、翌二〇年には一八年に生まれた一人娘を遺して死亡した。後嗣たるべき男子がなかったため、甥にあたる侯爵家分家の鹿島鍋島子爵家の次男Nが直ちにその嗣となつて男爵家を相続した。彼は時に僅か五歳であつたから生家で養育され、『家庭録』の時点でもなお生家に留まっていた。さきの住所は生家のものであり、電話番号も生家のそれであるが、記録の上では生家と別個に単独世帯を形成するものとされたのである。後日譚を付け加えておくと、男爵家の遺児は父死亡の前年すでに母を失つてい

たので、亡父の生家である侯爵家に引き取られ、伯父の養女として育てられて、一九三七年鍋島男爵Nの夫人となる^{註1}。鍋島男爵家再興の期待のもとにわずか二歳で将来の夫を決められていた彼女は、Nの夭折後、その嗣となつたNの直弟と再婚して生家の再興を果たすのである。

つぎに夫婦家族世帯・直系家族世帯について、おそらく華族を特色づけるものとして例示したいのは、『家庭録』に頻出する庶子であり、その母である妾の扱いである。

子爵堀田M五七歳を戸主とする世帯には、三八歳の異姓の女性が妻として登録され、ついで八歳と四歳の庶女子、三歳の庶男子が記載されている。異姓であることは正式の婚姻手続きがなされていないことを示すものである。加えて女性の名が貴族の女性には見られぬ庶民の女性名であるところから、彼女は実はM子爵の妾であり、所生の子が庶子として記載されたことが判明する。ただ、Mとしてはこれを正妻にするつもりであることは明らかであつて、『家系大成』には彼女が夫人として記録され、その子が正嫡となつている。外に前夫人が記載されていないけれども、Mの婚姻関係はそれまで全くの白紙だったのであろうか。Mは北条子爵家の次男に生まれ、一七歳で父の生家である堀田子爵家を相続したのであるが、『家庭録』には同年生まれの女性が養姉として末尾に記載されているところから、あるいは彼女を夫人とすることを期待されたのかもしれない。『家系大成』にその人の名がないのは、

かえって、掲載を不都合とみて抹消したことを推測させるものがある。(世帯形態SN)。

子爵山路M二五歳には二歳の庶男子があり、華族の娘らしからぬ名のこの子の母二二歳が異姓で末尾に記載され、「都合ニテ未届出ナルモ将来M妻タルベキニ付特ニ記入同居仕居リ」と注記されている。堀田子爵家と同じく妾が正式の妻になる過程を示しているが、記載の形に差異がある。『家系大成』には夫人と掲出されている。(世帯形態MON)

これらの例に接すると、華族社会では庶子をもつこと、したがって妾を囲うことは、とくに非難されるべき不道徳な行為でなかったことが推定される。それにしても、妾を正式の妻になおすことが果たして可能だったのか、という疑問が生じてくると思われるので、改正華族令によって華族を律する家族法を概観しておく。改正華族令が妾にいかなる親族身分も与えない一方、華族に庶子があることを念頭において条項を想定していることは、皇室典範や民法同様であつて、とりわけ、有爵者の家族員で華族の礼遇を享ける者の範囲を定めた第六条第二項にその露頭が認められる。

二、爵ヲ襲クコトヲ得ヘキ法定ノ推定家督相続人及其ノ嫡長

男子、嫡出ノ男子ナキトキハ其ノ庶長男子

第九条に「爵ハ男子ノ家督相続人ヲシテ之ヲ襲カシム」とある。女性も戸主になれたが女戸主では襲爵手続きができず、華族の榮

典を失ふこととなるので、嫡出の男子がないときには庶男子を登板させうる。ここに庶子をもうける意義、延いては蓄妾を正当化する根拠がある。もし庶男子もなければ、あるいは庶男子では適切と考えることができなければ、養子縁組をしあるいは家督相続人の指定をしてこの危機を打開しなければならぬ。そのような養子あるいは家督相続人は、つぎの三要件のうち少なくとも一つを満たさなければ、所轄庁である宮内大臣の認許を受けることができないとされた(改正華族令第十九条)。

一、養父又ハ被相続人ノ男系ノ六親等内ノ血族(但シ他家ヨリ入りタル者ノ実方ノ親族を除ク)

二、本家又ハ同家ノ家族若ハ分家ノ戸主又ハ家族

三、華族ノ族称ヲ享クル者

この三要件は華族の世襲的地位を守るためにとくに設定されたものであつて、どれか一つを満たせばよかつたというものの、優先順位は自ずから明らかであろう。一において男系という限定が付いているのは、女系を含めると、実母が父の妾であつた場合など、六親等内の血族のなかに氏素姓の不確かな者がいて、これが候補になるかもしれぬという危懼からである。また、二において同家というのは、同族のうち本家でも分家でもない家のことである。さきの男爵鍋島Nは右の一・二・三の要件を、子爵堀田Mは一・三の要件をとくにクリアしている。

他方、「其ノ夫ノ爵ニ相当スル礼遇及名称ヲ享ク」(第五条)と

規定された有爵者の婦（夫人）については、その選定に当たっていかなる制約も課されていない。（同様の性的不均斉は女戸主では襲爵手続きができないことにみられる。）したがって、婚姻願の雛型により有爵の宗族と有爵の親族各一名が婚姻願に連署してくれさえすれば、宮内省宗秩寮や親族等からの直接的間接的圧力を別として、妾を正式の妻になおすことには法的な障害は何もなかったのである。

さて、右の二例では妾は妻（夫人）候補として存在したが、このような例はむしろ少なく、多くは夫人と並んで存在した。そして、夫人とともに、あるいは夫人に代わって、主人のために子を産んだ。先代が死亡したり離籍した後、その夫人に子がなかったため妾の産んだ男子が戸主になり、先代の夫人も死亡したか離籍して留まっていない場合、戸主の生母が『家庭録』に記載されることがある。

男爵渋谷R五一歳の父Kは伏見宮邦家親王第一五男子として生まれ、六歳のとき渋谷家を嗣いで家女房（妾）との間にRをもうけたが、二六歳で夫人とともに離籍して伏見宮家に復帰し、Iと改名して臣籍に降下し、伯爵を授けられて一家を興した。父とその夫人が去った後三歳で襲爵したRは、長じて生母を入籍させたらしく、『家庭録』では彼女は渋谷の姓を冒しているが、なお母でなく生母の表示である。『家系大成』には先代夫妻が記載されるのみで、生母の名はどこにもない。生母は先代と同年、夫人より一

歳年下であった。夫人は伯爵夫人となった後も子がなく、養子をとって嗣子とした。（世帯形態MN）

関連して、子爵稲葉M六一歳の場合を挙げておく。世帯形態はCNであるが、異居の母がいる。彼女は稲葉姓を名乗っているけれど、その名が『家系大成』には記載されていないところから察するに、父の妾で当人の生母であったのを、先代夫妻の没後入籍させたものとみられる。先代夫人は先々代の妹で夫より二歳年長だったが、妾とみられる女性は主人よりも一歳若かった。

以上紹介した諸例では、妾が妻として、あるいは庶子の母として、あるいは戸主の生母・母として、『家庭録』という陽の当たる場所に登場しているが、妾は多くの場合日陰の存在であって、庶子が登録されていることでその母である妾の存在を推知しうるに過ぎない。例えばつぎの例をみよ。

子爵松平T五〇歳は土井子爵家の次男で九歳のときに養家を嗣いだのであるが、彼の家庭欄には、養母、長女、庶子男女三人、養子（佐竹侯爵家七男）、以上六人が記載されている（世帯形態はMF）。長女は二二歳、庶子三人はこれを挟んで二二歳、二〇歳、一六歳であるから、Tより七歳下の夫人と蔭の存在である妾（年齢不詳）との共存が明らかである。夫人没後、昭和一桁代は妾がとりしきって世帯形態はMNというべきものであったのかもしれないが、やがて後妻が迎えられる。養子は先妻の娘と結婚して爵を襲ぐ予定であったけれど、結婚後離縁となり、別に立花子爵家

の五男を養子に迎えて庶女子がその配となったが、これも不縁に終わった。こうして妾は全く表面に出ることなく、庶長男子もその名からして爵を襲ぐ立場の子ではなかったようである。

子爵柳筈丁六一歳の家庭欄には、長男、長女、庶子男女四人、計六人の子が書き上げられている(世帯形態はF)。庶子は皆、夫人が一九二一年に四〇歳で死亡した後に生まれた子である。『家系大成』には夫人の子三人だけ記録され、庶子四人の名はない。妾の存在を窺いうる手がかりさえ消去されている。

華族の家庭について顕著であることの第一は、右に縷々例示した庶子およびその背後の妾の存在である。庶子という痕跡がなくとも妾はいたわけであるから、妾はより拵がりのある存在とみななければならない。単独世帯が比較的多いことは華族の世帯形態の特色であるが、若年での単独世帯は先にみたように生家に同居するという形で現出しているのにたいし、中高年での単独世帯は妾的な女性と使用人の存在によつて可能になったことが推測される。

華族の家庭について目を惹くことの第二は、例示にもあつたように養子が多いことである [Lebra 1993: 113]。庶子は家督相続人を確保するための有効な選択肢として機能したが、養子の制度はより多くそうであつた。のみならず、世襲的地位にふさわしい帰属的地位の配偶者を確保するうえでも、養子制は有効な制度であつた。そのほか、遺児の福祉のために活用されたことはいうまでもない。

第三は、例示ではとくに注目しなかつたが離婚が多いことである。家存続のために幼くして許婚者を決められたり、その外まづ家の都合で配偶者が決定され、当事者のパーソナルな折り合いへの顧慮が乏しいためか、また、男子が結婚前あるいは婚姻と平行して妾をもつたり妾的女性と接するなど夫婦関係を疎外する要因が多いためか、離婚が多い。離婚女性は生家に戻つて、その保護を受けつつ再婚の機会を待つほかなく、そのまま生家で生涯を終わる者も少なくない。華族の家庭にしばしば中高年の傍系女性が含まれているのはこのためである。多い離婚、多い出戻り娘は、華族の家存続のための結婚のコストというべきかもしれない。いづれにせよ、華族における養子・結婚・離婚ならびに就職等家族員の地位異動の問題は、より広い視野から改めて取り上げられるべき研究課題であろう。

最後に、複合家族世帯について述べる。七件のなかの二件(C×M, M×N×S)は形式的には複合家族世帯に属するが、実質的には直系家族世帯に近いといつてもよいので省き、複合家族世帯の形態を模式的に示す残り五件を二群に分けて掲げる。

第一は、戸主夫婦と子(N)あるいは戸主夫婦(C)に、弟夫婦(C)あるいは弟夫婦と子(N)が結合したもの(N×C, C×N)。いづれにせよ戸主とその弟それぞれの核家族の結合形態である。

第二は、第一の形態に兄弟の父か母が冠となつて加わっている

もの(FN×N、MN×C、MN×N)。冠が父の場合は父が戸主、母の場合は兄が戸主である。

各群の内部はもちろん、群の間にも、性格的な差異があるわけではない。時間の経過によって第二群は第一群に転化するものである。もし分派世帯を含めた家族形態全体をみれば、世帯形態についての右の類別はほとんど意味を失うばかりでなく、直系家族世帯や夫婦家族世帯との間の差異も霞んでしまうことだろう。要するに、単独世帯をも含めてこれらのすべてに華族の家としての性格が一貫しているとみてよいのである。その大枠のなかでの外面的な差異に過ぎないにもかかわらず、また一%弱というマイノリティにもかかわらず、複合家族世帯の形態にこだわろうとするのは、直系家族世帯などと違って、一般国民の間ではごく稀にしか発現しない世帯形態であるからである。

FN×Nは男爵浅野M八一歳の世帯形態である。『家庭録』の編成が終わる頃夫人が死亡してこの形態となった。夫人存命ならCN×Nと表記される。戸主Mのもと、嗣子である四男四一歳の核家族六人と五男三八歳の核家族四人とで構成しているのだが、『家系大成』によれば五男は七年前に分家したことになっている。同一住所でも生活単位として別立しておれば、世帯形態としてはFNとNという二つの世帯として把握され、FN×Nは家族形態ということになる。嗣子とその弟がそれぞれホワイトカラーとしての職をもち、二人の妻の年齢が接近しており、かつ長子が同年齢

であることから、別世帯をなしたとみなすのがより自然であろう。しかし、その明らかな証拠がないので定義にしたがって同一世帯として処理した。

MN×Nは男爵阪井K五五歳の世帯形態である。母七七歳を冠として、彼自らの核家族七人と弟五四歳の核家族四人とで構成している。弟には学歴も職業も記入されていないから、五〇歳を越えてなお兄の世帯に含まれたのかもしれない。しかし、定職をもたずとも親の遺産で暮らすこともある。まして、彼の妻子が兄の妻子よりも僅かながら年長であるところから察すれば、別世帯の可能性も消えない。そうなら、MNとNの二世帯となり、MN×Nは家族形態となる。

MN×Cは男爵山中H五七歳の世帯形態である。母七七歳を冠として、彼自らの核家族三人と末弟三九歳の夫婦とで構成している。Hも弟もそれぞれ職をもっているから別世帯をなしたのかもせず、そうならMNとCの二世帯だが、定義にしたがって同一世帯とした。直弟五二歳の夫婦が職務の都合で神戸に別居しており、家族形態はMN×C×Cとなる。以上三件が第二群、つぎの二件が第一群である。

C×Nは子爵福羽M五六歳の世帯形態であって、戸主夫婦と弟四六歳の核家族六人とで構成している。弟も職についている上に子どもが四人あり、戸主夫人は弟の核家族が今ある形にできあがってから後妻に入ってきた女性であるから、同一住所同一電話な

がらおそらくCとNとの別世帯をなすのであろう。しかし、定義にしたがって同一世帯とした。嗣子二九歳の核家族五人は彼の職務の都合で呉に別居しているので、これを加えた家族形態はN×C Nとなる。

N×Cは男爵園田M五二歳の世帯形態であつて、戸主の核家族五人と弟四九歳の夫婦とで構成している。弟も職をもっているところから、NとCとの別世帯ともみられるが、定義によつて同一世帯とみた。

以上のように、定義上典型的な複合家族世帯とみえたものも、当事者の年齢・職業・核家族の構成等に注目するとき、家族単位ごとに別世帯と捉えて、夫婦家族世帯や直系家族世帯に分解してもよいものばかりであつた。それにもかかわらず、第二群のように親が冠の複合家族世帯は、親の権威あるいは親との愛情関係という共同性の根拠ゆえに、やはり複合家族世帯とみるのが妥当ではないだろうか。さらに、同一住所居住の兄弟の核家族が、それぞれ電話を設置しているために、同居でなく近居とみなされた事例（直系家族MNに一例あり）も、親を冠とする場合には同居とみなして複合家族世帯に含めてよいのかもしれない。これら分類上の問題は同居の定義から派生する。本稿の同居の定義は暫定的なものであるから、昭和戦前期の貴族階級において、同一住所の家族単位が相互にどのような関係をもったかについての情報を確かめたいうえで、再検討されるべきであろう。

三、華族の家族構成

ここで家族構成というのは、限定された意味での同居親族集団について世帯構成と言つたのにたいして、『家庭録』に登載された親族集団の構成を指す。先にふれたように異姓傍系親族は家族に含まれぬとみて除外したが、同姓傍系親族は、すでに分家して別の家を構成すると推測されるものも、登載されている限り含めた。

分居親族のないもの、すなわち世帯構成がそのまま家族構成である事例は四五三、全体の五八・六％に上る。したがつて、分居親族があるもの、すなわち家族構成が世帯構成よりも規模の点で大きくあるいは統柄の点でも複雑な事例は、全体の四一・四％となる。これを分居率と呼ぶ。同一住所でも別電話の場合は同居でないともみたが、このような分居をとくに近居と呼んで近居率を求めると一・六％となる。（近居率は分居率の内数。）同居の定義いかによつては、近居は複合家族世帯のすべてと直系家族世帯のかなりのものに見出しうるものである。その意味で、低率であるからといって軽視するわけにいかない。

世帯構成別の近居率・分居率は表2のとおりとなる。分居親族のある世帯は、家族としての統柄構成がどのように変わったか、もとの世帯構成別に示されている。

近居率は世帯構成の単純なものほど高い。分居率も、事例の少

ない複合家族世帯を別とすれば、同様に世帯構成の単純なものほど高く、かつ家族構成別にみた拡がりにも差のあることが分かる。すなわち、単独世帯の分居率は五五・七%と最も大きく、分居の家族員をもつ頻度が最も高いという予想どおりの傾向を示している。分居家族員を含めた形態は、まず夫婦家族について直系家族となり、複合家族は稀である。分居率が次位の夫婦家族世帯は、やはり分居家族員を含めると直系家族になるのが過半に上る。夫婦家族に留まるものは少なく、複合家族になるものは最少である。分居率最低の直系家族世帯は、直系家族に集中し、残りが複合家

表2 世帯構成別近居率・分居率

世帯構成	近居率	分居率	分居率の家族構成別内訳		
			夫婦家族	直系家族	複合家族
総数	1.6%	41.4%	8.8%	24.3%	8.3%
単独世帯	3.3	55.7	29.5	24.6	1.6
夫婦家族世帯	1.9	46.2	11.7	26.9	7.6
直系家族世帯	0.7	30.9	—	21.1	9.8
複合家族世帯	—	42.9	—	—	42.9

表3 続柄構成別世帯数と家族数

続柄構成	実数		比数	
	世帯	家族	世帯	家族
総数	773	773	100.0%	100.0%
単独世帯	61	27	7.9	3.5
夫婦家族	420	293	54.3	37.9
N	264	183	34.1	23.7
C	55	15	7.1	1.9
F	37	25	4.8	3.2
M	51	52	6.6	6.7
S	13	18	1.7	2.3
直系家族*	285	385	36.9	49.8
N	185	254	23.9	32.9
C	44	61	5.7	7.9
F	21	28	2.7	3.6
M	18	23	2.3	3.0
S	17	19	2.2	2.5
複合家族	7	68	0.9	8.8

*直系家族は下世代についてN~Sを区分した。

族となる。

全体として表3が示すように、世帯構成では、単独世帯七・九%、夫婦家族世帯五四・三%、直系家族世帯三六・九%、複合家族世帯〇・九%であったが、右のように分居家族員を含めた家族構成に着目すると、単独世帯三・五%、夫婦家族三七・九%、直系家族四九・八%、複合家族八・八%となり、続柄構成のより複雑な形態に大きく傾いたことが明らかである。世帯構成と家族構成との関連の明細は表4のとおりである。

単独世帯について分居家族員を考慮することでえられる家族構成のうち、事例が比較的多いのは夫婦家族である。なかでも母子家族(M、七例)ときょうだい家族(S、六例)が多い。いずれ

も、単独世帯形成の事由によって、就学、就職、その他家庭事情の三つに大別される。例を挙げよう。

第一は就学。子爵一柳S一八歳は、学習院高等科に学ぶために東京で単独世帯を形成したが（実際はどこかに同居したのかもしれない）、兵庫県明石市大蔵谷の自宅には母と姉がいた（M）。昭和初年に両親を失った男爵木梨A一四歳は、県立山口中学に学ぶために学校の近くに単独世帯をかまえたが、姉妹二人は山口県佐波郡石田村の亡父の生家毛利男爵家に同居していた（S）。

第二は就職。子爵裏辻K二五歳は、岩手県水産課勤務のため盛岡で単独世帯をもったが、母と弟妹二人は東京杉並区阿佐ヶ谷の姉の婚家に同居していた（M）。男爵河辺S二三歳は、国幣中社大洗磯前神社勤務のため茨城県磯浜町大洗にて単独世帯を形成し、東京渋谷区幡ヶ谷本町の自宅には弟妹三人がいた（S）。『家系大成』では母が存命しているが、『家庭録』にはその名がない。

第三は家庭事情。子爵品川S二一歳は、慶応大学学生で渋谷区大和田町の生家時永方に同居して単独世帯、養家の母と姉は渋谷区南平台の子爵邸と思われる住所にいた（M）。伯爵戸田U二三歳は京都帝国大学在学中で京都にいたが、東京牛込区若松町の自宅には彼一人で単独世帯をなし、父の後妻（実の叔母）と異母弟妹四人は牛込区市ヶ谷加賀町に同居していた（M）。男爵高平K五一歳は杉並区上荻窪で単独世帯をなし、継母は目黒区中目黒に居住している（M）。しかし、『家系大成』の記載から察するに、継母

とは実は嫡母と記すべき先代夫人であって本宅に住まい、Kは庶子として別宅に育つたらしい。生母が彼と同居していたのかもしれない。第一と第二に事由を帰することができないものは、この三例のように理由を特定できなくても、ほぼ第三によるものと推測される。

つぎに、夫婦家族世帯が分居家族員を加えることによって展開する家族構成のなかで、事例数の多いのは、夫婦子の世帯に分居の子を加えただけで夫婦家族（N）に留まるもの、分居の母を加えた直系家族（MN）、分居の子夫婦孫を加えた直系家族（NN）、さらに各種の複合家族への展開、また夫婦だけの世帯（C）に分居の子夫婦孫世帯を加えた直系家族（CN）への展開である。例を挙げよう。

夫婦子の家族（N、三四例）は、就学あるいは就業のため、親きょうだいの世帯と分居している子を本拠世帯中心にまとめた形である。戸主は父親である。公爵徳川K五〇歳は渋谷区猿樂町に妻・長男・四男と住み、陸軍士官学校本科在学中の次男を含めて夫婦子という家族構成を維持している。分家の松平子爵家を嗣いだ三男二〇歳（慶応義塾大学在学中）が同居していたが、彼は単独世帯をなすものとして別に記載され、公爵家の『家庭録』には記載されていない。かりに記載されても世帯構成に変わりがない。子爵今城S五八歳は渋谷区千駄ヶ谷で妻・次男（嗣子）・三男とともに居住しているが、女子学習院を卒業した長女二九歳は皇太后

宮職女官として青山の大宮御所内に住んでいる。これを含めても家族の続柄構成は変わらない。

母と夫婦子の家族(MN、三七例)は、分居している母と戸主夫婦子の世帯を一つの家族にまとめるところに出現する。男爵太秦Y三七歳は北海道帝国大学教授として妻・長男・長女とともに札幌市に居住し、母と妹二人は東京市淀橋区下落合に留まっている。この二つの世帯で家族はMNとなる。男爵到津Y二八歳は、生家阿蘇男爵家の当主(甥)未成年のため、官幣大社安蘇神社宮司となつて妻・長女とともに熊本県宮地町にあり、大分県宇佐町の本邸には妻の母と妹がいる。この二世帯で家族はMNとなる。この二例のような事例は、戸主の遠隔地赴任の場合、庶民の間でもいくらかも起こることである。しかし、つぎの三例のような事例は、庶民の間では例外的と思われるが、華族では珍しくない形態である。

侯爵細川M五三歳は妻・長男・次女・三女とともに小石川区高田老松町の本邸にあり、養母五九歳(先代妻、実は兄嫁)は赤坂区新坂町の別邸に居住する。家族としてはMNである。子爵岡部N五二歳は妻・長男とともに赤坂区丹後町の本邸にあり、母六九歳(先代後妻)は目黒区三田に住んで、二世帯で家族はMNとなる。侯爵徳川Y四四歳は妻・長男・長女とともに品川区上大崎の本邸に住み、母六三歳は滝ノ川区中里町に分居して、二世帯で家族はMNとなる。いずれも先代夫人であるこれら三例の(実・養・

継)母は、分居するが決して一人で住んでいるわけではない。国勢調査なら何人もの使用人が書き上げられるはずである。

夫婦子と子夫婦孫の家族(NN、一三例)は、戸主の核家族世帯と分居する嗣子の核家族世帯からなる。両世帯分居の距離によって三例を掲げよう。子爵伊集院K六六歳は妻・七男・次女・四女と芝区三田の屋敷にあり、日本医科大学教授の嗣子四一歳は妻・長男・次男とともに本邸に接して同じ地番に居を構えている(近居)。家族としてはNNである。子爵稲垣N六一歳は妻ならびに二人の息子・四人の娘と渋谷区神山町の本邸にあり、養鶏中央組合会勤務の嗣子三七歳は妻および長男・次男とともに同市内の牛込区北山伏町に居住している。これまた家族としてはNNである。子爵西四辻K五八歳は妻および次男以下四人の息子とで京都市左京区下鴨の本邸に住み、日本航空新聞社勤務の嗣子二九歳は妻・長女・次女とともに神奈川県大磯町に居住している。ほかに、三男が東京陸軍幼年学校に在学中である。これらを合して家族はNNである。

夫婦と子夫婦孫の家族(CN、一一例)は、戸主夫婦と分居する嗣子の核家族世帯からなる。先のNNでは戸主に未婚子があるのにたいして、CNでは未婚子がないだけ、戸主の年齢が高まっている。これも両世帯の分居の距離によって三例を掲げる。子爵松平Y七一歳は妻と麻布区広尾町の本邸に居住し、嗣子四二歳は地番がすぐ接した至近距離の別邸に妻・長女と住んでいる。家族

としてはCNである。公爵徳大寺K七三歳は妻と渋谷区若木町の本邸に居住し、侍従として宮中に勤務している嗣子四九歳は妻および長女・長男・三男とともに渋谷区長谷戸町に住んでいる。ほかに次男が東京陸軍幼年学校に在学中である。これを含めて家族はCNである。男爵紀T六六歳は妻と兵庫県川辺郡立花村に居住し、三井鉱山社員である嗣子（長女婿）四四歳は妻および三人の息子とともに東京渋谷区宇田川町に住んで、家族としてはCNの形をなす。

戸主と嗣子の分居が嗣子側の遠隔就業によって不可避となったと考えられるのは、前記のNNとこのCNとも最後の一例だけである。他の二例は就業によって分居が必要になったわけではない。華族の間では家継承の意識はとくに強烈であるが、その意識を同居によって表現しようとはせず、勤務先が本邸から通勤可能な距離でも、核家族単位で分居しようとする傾向が強い。戸主の母の分居にも同様の選択が作用しているように思われる。華族の経済力が分居を可能にするというだけでない、使用人の遍在という貴族と庶民の生活文化の違いが、ここに露頭を示している。

夫婦家族世帯の複合家族への展開（三三例）は、兄の夫婦家族世帯と弟の夫婦家族世帯との結合による。兄弟が親を冠とするものではないものに大別し、冠があるものから例示しよう。両親が冠の場合、親に未婚子がある（N）のとなない（C）のがある。未婚子がない場合と、冠が母だけの場合（M）は、長男が戸主で

ある。以下の諸例はいずれも、夫婦子（N）の戸主の世帯が分居近親を合して現出した複合家族（二三例）に属する。

子爵大久保T六五歳は妻および二人の息子・三人の娘とで荏原区小山町に居住し、帝室林野局名古屋支局勤務の嗣子三五歳は妻および二人の息子・二人の娘と名古屋市に、東洋鉱山社員の次男三三歳は妻および長男と大分県大野郡小野市村に住んで、全体としてNN×Nで現される複合家族をなす。この形の最も壮大な例は男爵益田T六一歳の場合であろう。台湾製糖専務取締役の彼は、妻・五男と品川区北品川に居住し、台湾製糖調査役の嗣子三五歳は妻・長男と品川区五反田に、三井物産機械部鉄道掛の次男三三歳は妻・長女と四谷区仲町に、東京宝塚劇場嘱託の三男三一歳は妻とともに両親と同じ屋敷内に、三井物産営業部毛類掛の四男三〇歳は妻・長女と目黒区三田町に住んでいる。その上、戸主の父八九歳が存命で神奈川県足柄下郡大窪村に居住し、全体として、FNN×N×C×Nで現される複合家族をなしている。

男爵倉富H五一歳は妻および長男・三女・次男と淀橋区戸塚町に居住し、福岡市嘱託の弟四六歳は妻および二人の息子・二人の娘と父の出身地である福岡県浮羽郡船越村に住み、父八三歳（一九三六年隠居）と母は弟と同じ住所に居住している。こうしてCN×Nの複合家族をなす。侯爵佐々木Y四三歳は妻および長男・三人の娘と赤坂区青山南町に居住し、弟三八歳は妻および二人の息子と長女とで兄と同じ屋敷に分居し、母六一歳は赤坂区青山高

樹町に住んでいる。MN×Nの複合家族である。

親の冠を欠く兄弟の核家族結合の例としては、侯爵松平Y四三歳の複合家族がある。彼は妻および長男と渋谷区千駄ヶ谷の本邸に居住し、三井合名考査課勤務の直弟三七歳は妻および長男・長女と渋谷区青葉町に、ジャパンツーリストビューロー勤務の次弟三六歳は妻および長男・長女と世田谷区北沢に、三井物産シンガポール支局勤務の三弟三一歳は単身赴任、その妻および長女・長男は渋谷区宇田川町に、梅原商店勤務の四弟二八歳は妻および長女と神奈川県葉山町に住み、これら五人の兄弟それぞれによる夫婦家族世帯が戸主たる長兄のもとにN×N×N×N×Nの複合家族を現出している。

また、公爵島津T五〇歳は、妻ならびに三男・四男と品川区五反田の本邸に居住し、農林省水産試験場嘱託の嗣子二四歳は妻および長男と麻布区本村町に、園芸業の四弟四一歳は妻ならびに長男・次男と鎌倉町扇谷に住み、戸主の直系家族に弟の夫婦家族世帯を加えたN×Nの複合家族をなしている。Tの直弟四五歳は一八九三年分家のさいに男爵を授けられて鎌倉町二階堂に住み、次弟四四歳も一八九五年分家のさいに男爵を授けられて淀橋区柏木に住んだ。『家庭録』編集の時にはこの両家はすでに代替わりをしていたが、複合家族の外側に分家が存在することを示している。島津家の華族分家といえ、このほかに旧藩時代の分家が何戸もあって、これらが本家の公爵家を取り囲んだ。同じような形態は

他の有力な大名華族にも見られるが、家臣団から明治政府の頭官を多数輩出した島津家においてとくに著しい。

直系家族世帯が示す分居率は最も低く、分居者を合わせた家族の形態は分散しているが、母と子夫婦孫の世帯(MN)における同じ形の家族(MN)への展開(二六例)と複合家族への展開(一七例)の事例が比較的多いので、この二つに限って例示しよう。

MN世帯に分居者を加えてもMN家族に留まるのは、戸主の無配偶きようだいか子が就学、就職、あるいは家庭事情のために分居しているからである。例えば、男爵住友K二七歳は母・妻および長女と兵庫県武庫郡住吉町に居住し、京都帝国大学理学部副手の弟二四歳が京都市左京区吉田神楽町に単身で分居している。合した家族もMNである。男爵周布K五四歳は母・妻および三男・四男・長女と四谷区南町に居住するが、長男と次男は東北帝国大学在学中のため仙台住まいである。このような事情による分居や、これを合して把握される家族の統柄構成が世帯のそれと変わりが無い例は、庶民の家族でもしばしば見られるところであるが、つぎの複合家族への展開は庶民の間では多くないことであろう。

戸主のMN世帯を基幹とする複合家族で多いのは、弟の分居世帯を加えて複合家族となるものであって、弟の世帯が夫婦だけか夫婦子の構成かにより、つぎの例示のような二形態となる。伯爵甘露寺O五六歳は母・妻および長男と渋谷区千駄ヶ谷に居住し、京都帝国大学在学中の次男は京都にあり、三菱信託勤務の弟三六

歳は妻と麻布区三河台町に住んでいる。弟は翌年分家するが、『家庭録』の時点では兄を戸主とするMN×Cの家族におさまっていた。公爵鷹司N四七歳は母・妻・長男および五人の娘と目黒区上目黒に居住し、宮内省帝室林野局東京支局勤務の三弟四一歳は妻および二人の娘と杉並区新町に住んで、MN×Nの複合家族をなしている。三弟はこの前後に分家したらしいが、『家庭録』ではまだ複合家族の構成単位として留まっている。戸主Nより三歳年下の直弟は、先代存命中の一九〇五年に分家して男爵を授けられた。陸軍に入つてこの頃野戦砲兵学校教官を勤めており、妻・三人の息子および三人の娘とで麻布区西町に住み、この複合家族と不即不離の関係にあつたと推測される。

最後は、複合家族世帯が分居親族を加えることにより、いっそう複雑な構成の複合家族となっているものである。複雑化には三つの方向がありうる。第一は、戸主の分居する男子が夫婦だけの世帯もしくは夫婦子の世帯をつくるもの、つまり縦方向の複雑化、第二は戸主の分居する弟が同様の世帯をつくるもの、つまり横方向の複雑化、第三は戸主の分居する男子ならびに弟が同様の世帯をつくるもの、つまり縦横両方向への複雑化である。今回の事例のなかには第三のものがないので、第一と第二に限って一つづつ例を挙げよう。いずれも前節ですでに一度取り上げた例である。

子爵福羽M五六歳は妻および弟の核家族と東京淀橋区角筈でC×Nの複合家族世帯を構成しているのに加えて、養嗣子二九歳(長

女婿)が海軍造兵大尉として呉鎮守府に勤務し、広島県呉市で夫婦家族世帯をつくっているのので、合わせてN×CNの複合家族となる。男爵山中H五七歳は母・妻・次男および末弟夫婦と東京牛込区若宮町でMN×Cの複合家族世帯をなし、さらに川崎造船所技師の直弟五二歳が妻とともに兵庫県武庫郡本山町に住んでいるので、これを含めて家族としてはMN×C×Cとなる。

分居家族員を合わせることで続柄構成に右のような複雑化がみられるのであるが、構成員数はどのように拡大しているか、つぎにこの点を表1に対応するように作成された表5によって観察する。全体として、最少の一人世帯から最多の二〇人世帯まで分布が拡大しているが、最頻値は四人家族で変わらない。一家族当たり員数は五・五九人。一世帯当たり員数よりも一・一九人多く、一九三〇年国勢調査における平均世帯員数四・九八人(ただし使用者・同居人を含む)をも〇・六一人凌駕するが、明治初年の華族一戸当たり人数五・八一〜六・三一人には及ばない。

一般国民の間では同居するはずの母や既婚嗣子が、華族では分居していることが少なくないため、そのぶん華族の本拠世帯は小人数となるが、ちょうどそのぶん家族規模で回復される。他方、華族の制度が本拠世帯を中心に分派世帯を結集させる効果もあり、一般国民の場合よりも家族員数は多くなるはずであるが、右の〇・六一人を最大値としてどのくらいのレベルに落ち着くかは、一般国民の家族規模にかんする統計がないために確認することが

表5 華族の家族構成(続柄構成別人員数)

家族構成	総数	構成比	1936年													1家族当り			
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人		14人	15人	16人以上
総数	773	100.0%	27	51	102	121	115	104	87	72	30	24	17	8	6	1	4	4	5.59人
単独世帯	27	3.5	27																1.00人
夫婦家族	293	37.9		45	70	58	49	29	27	10	1	2	2						4.34人
N	183	23.7			43	42	41	20	23	9	1	2	2						4.95
C	15	1.9		15															2.00
F	25	3.2		9	4	3	3	2	4										3.88
M	52	6.7		13	18	10	3	7		1									3.56
S	18	2.3		8	5	3	2												2.94
直系家族	385	49.8		5	32	61	66	71	53	53	20	12	6	4	2				6.08人
NN	33							6	5	9	5	1	3	3	1				
CN	37							5	8	10	3	1	1						
FN	24	32.9			4	7	5	3	5										6.62
MN	129				21	29	34	16	17	7	4	1							
SN	27				2	6	7	5	3	1	1	1			1				
ON	4				1	1	1	1	1										
NC	16						3	3	4	3	3								
CC	10					8	1	1											
FC	8	7.9			3	2	1		1			1							5.07
MC	16				6	7	2	2	1										
SC	9				6	2				1									
OC	2				2														
CF	4					1	1	1	1	1									
FF	5	3.6					2	2	1	1	1								5.82
MF	15				5	1	3	2	2	1				1					
SF	4					1		1	2										
NM	1										1								
CM	2							1											
MM	10	3.0			1	4	2	1	2			1							5.61
SM	8				2	3	1	1			2								
OM	2						1	1											
CS	1					1													
FS	1					1													
MS	10	2.5			3	1	4	1	1										3.58
SS	6				2	3				1									
OS	1					1													
複合家族	68	8.8		1		2		4	7	9	9	10	9	4	4	1	4	4	9.99人

表6 構成員数別世帯数と家族数

人員数	実 数		比 率	
	世 帯	家 族	世 帯	家 族
総数	773	773	100.0	100.0
1 人	61	27	7.9	3.5
2	96	51	12.4	6.6
3	140	102	18.1	13.2
4	143	121	18.5	15.6
5	106	115	13.7	14.9
6	88	104	11.4	13.4
7	65	87	8.4	11.2
8	43	72	5.6	9.3
9	19	30	2.5	3.9
10	6	24	0.8	3.1
11	3	17		2.2
12	2	8	0.8	1.0
13	1	6		0.8
14	—	1	—	0.1
15	—	4	—	0.5
16人以上	—	4	—	0.5

できない。

表6によつて世帯と家族について員数別分布を比較すると、世帯構成では四人世帯までで五割を超え、七人世帯までで九割を超えるのたいして、家族構成では五人世帯まで含めてやつと五割を超え、さらに一〇人世帯まで含めないと九割を超えない。家族における員数分布幅の拡大と平均員数増加の一面である。

つぎに、表7によつて家族の続柄構成別に戸主の年齢階層をみよう。さきに引用した数多くの事例から、続柄構成と戸主の年齢との間には何らかの関連があるのではないかという仮設めいた推測が生じるからである。関連を点検するための続柄構成は、世帯よりも家族のものが適切であろう。

まず全体として戸主の年齢は五歳から九四歳まで幅広い分布を

示しているが、これを四階層に分けると、四〇〜五九歳が四五・八%を占め、二〇〜三九歳が二九・四%、六〇歳以上が一九・四%となり、壮年への集中が明らかである。しかし、庶民の間では隠居の照準年齢となっている六〇歳を超えてなお戸主の地位に留まる者が少なからず、七五歳を超える者さえ二・二%ある一方、家範を制定あるいは改廃すること、また世襲財産を創設することを許されない未成年の戸主が五・四%あることに注意したい。

家督相続人が戸主となりうる年齢については制限がない。そこで、先代の死亡によりきわめて幼少の男子が戸主となって襲爵する例はいくらか起こりえた。われわれの対象のなかでも、一〇歳未満の戸主一〇人のなかには僅か一歳で戸主となった例が二件ある。すなわち、子爵高丘S七歳は、先代が三二歳で死亡した後、母二四歳・姉三歳と彼の三人だけとなり(M)、一歳のSが直ちに襲爵した。男爵押小路T九歳は、先代が二八歳で後継者を欠いたまま死亡した後、先代の縁故で鍋島男爵一族から養取され、一歳で襲爵したのだが、その時には先々代夫人しか家に残っていないかつた(MS)。ごく幼少での家督相続そして襲爵は、家の継承についての危機的事態のなかで生起することを、これらの例が示唆している。

他方、戸主が七五歳の高齢を超える事例に目を転じよう。どうしてこのような高齢の戸主が存在するのだろうか。嗣子がいないために高齢まで戸主の座に留まっているのかというと、さにあらず、

表7 家族の続柄構成別華族戸主（有爵者）の年齢分布

家族構成	戸主の年齢階級		実数																構成比											
	総数	割合	5~9歳	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上	総数	5~19	20~39	40~59	60歳以上								
			10	10	22	38	69	58	30	34	35	39	40	44	45	49	50	54	55	59	60	64	65	69	70	74	75	100.0	5.4	29.4
単独世帯	27	1	2	9	7	1	1	1	1	2	2	1	3													100.0	11.1	66.7	22.2	—
夫婦家族	293	4	7	17	27	21	14	20	40	55	32	17	20	4	1	100.0	100.0	8.5	27.0	50.2	14.3									
N	183				8	13	7	16	35	45	27	12	15	4	1	100.0	100.0	—	15.3	67.2	17.5									
C	15				1	4	1	2	2	3	3	2	2	1	1	100.0	100.0	—	53.3	26.7	20.0									
F	25				1			3	4	6	4	3	4			100.0	100.0	—	16.0	56.0	28.0									
M	52	4	3	13	11	12	5	2	2	1	1					100.0	100.0	38.5	53.9	7.7	—									
S	18	4	1	4	3	2	2	2								100.0	100.0	27.8	61.1	11.1	—									
直系家族	385	5	3	6	12	31	33	40	47	30	44	40	31	31	20	12	100.0	3.7	30.1	41.8	24.4									
NN	33								2	2	5	7	7	9	3															
CN	37					1	1	1	2	1	1	7	4	7	11	2														
FN	24							1	3	2	1	5	4	2	2	4	>100.0	0.4	28.0	48.0	23.6									
MN	129	1				10	19	22	25	16	20	11	4	1																
SN	27					4	4	5	5	3	2	4																		
ON	4					1			1		2																			
NC	16									1	6	2	4	2	1															
CC	10									1	2		4	2	1															
FC	8									1		1	2	3	1		>100.0	—	27.9	39.3	32.8									
MC	16					3	3	3	2	3	2																			
SC	9					1	3	2	1	2																				
OC	2					1						1																		
CF	4																													
FF	5																													
MF	15					1		2	6	2	4						>100.0	—	14.3	53.6	32.1									
SF	4							1	1				1																	
NM	1													1																
CM	2																													
MM	10	2		3	4	1											>100.0	30.4	56.5	—	13.1									
SM	8				3	5																								
OM	2	1		1																										
CS	1																													
FS	1													1																
MS	10	2	1	1	3	2	1										>100.0	31.6	57.9	—	10.5									
SS	6	1	1	1	2	1	1	1																						
OS	1							1																						
複合家族	68					4	3	7	12	8	6	14	1	7	2	4	100.0	—	20.6	58.8	20.6									

1936年

どの事例にも嗣子が健在する。では、家督相続人が戸主となりうる年齢に制限があるのかといえ、そうでもないことは右にみたことより、法的な年齢制限がないにせよ、未成年では戸主たる資格不十分というのが華族社会の通念と仮定した場合、これに該当するものは一例に過ぎず、残り一六例ではことごとく嗣子が成年を超えている。そうすると、高齢者が戸主の地位に留まっている主な理由は、嗣子の存否や嗣子の年齢以外の要因に求めなければならぬ。

家督相続開始の原因は先代の死亡あるいは隠居のいずれかであるが、一七例の個々において、その後いついかなる原因で相続襲爵がなされたかを『家系大成』により点検した結果、隠居によると明記されたものは一例に過ぎない。残りのうち、一二例は死亡によると明記され、一例は死亡後襲爵手続きをせず権利喪失とあるが、家督相続はしたに相違なく、二例は死亡が戦後の新憲法・改正民法の時代に入っていたため襲爵はもとより家督相続もなく、一例には戸主死亡の記事もないが襲爵の記事もないから、死亡は戦後のことであろう。このように、『家庭録』以後の経過を見れば、一例を除いてことごとく死亡に至るまで戸主の座に留まったことが判明する。ここに卓越するパターンは、庶民の間の用語でいえば「死に譲り」である。(一九四五年までの死亡による相続一三例の戸主死亡年齢は、七九歳一、八〇歳二、八一歳一、八二歳三、八五歳二、九一歳一、九二歳一、九四歳一、九六歳一、と

いう高齢である。)一八八四年制定の華族令は、「本人生存中相続人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス」(第七条)と「死に譲り」を規定していた。改正華族令はこの条項を削除して隠居の制度を導入し、華族令施行規則で隠居願・隠居届の手続きに言及しているが、華族の間での慣行はやはり「死に譲り」であり、この慣行によって高齢の戸主が出現したと考えてよいだろう(註2)。

以上のような戸主の年齢分布幅を念頭において、家族の続柄構成により戸主の年齢分布にどのような差異を認めることができるか、表7について点検してみよう。

幼年あるいは少年戸主が出現し、高年戸主が出現しないのは、夫婦家族では母子世帯(M)・きょうだい世帯(S)であり、単独世帯も同様の傾向を示している。MとSの組み合わせとして出現する直系家族(MM、MSなど)には、とくにこの傾向が著しい。同じくM・Sを含む直系家族でも、MかSの下世代に夫婦子の世帯(N)・夫婦だけの世帯(C)あるいは父子世帯(F)が組み合わさった形態(MN、MC、MF、SNなど)では、幼年あるいは少年戸主が出現せず、壮年戸主への集中が顕著になる。

他方、夫婦家族でも夫婦だけの世帯(C)・夫婦子の世帯(N)・父子世帯(F)では幼年あるいは少年戸主がなく、またほぼこの順序に壮年戸主に集中しさらに高年戸主が目立っている。これらが組み合わさってつくられる直系家族では、いっそう壮年戸主から高年戸主へと重心が移っている。

このように、全体として壮年戸主を主体とするものの、戸主終身制を前提として、家族の構成形態により、あるいはM・Sの効果で幼年・少年戸主が出現し、あるいはF・N・Cの効果で高齢戸主が出現するのである。そのことは、華族の家にはおおむね家令・家扶・家従など家政の実務担当者がいて、戸主は最終判断を下す象徴的な存在にすぎないことが少なくなかったことと関連するものであろう。(家令・家扶どころではない、貧困な公家華族もいたことは事実であるが。)

最後に、電話保有について概観しておく。全国の電話加入者数は一九三五年に八七万件を超え、人口千人当たり一二・六台という普及のレベルに達していた。しかし、当時の電話加入者の圧倒的部分は商業・サービス業および行政官庁であって、電話はビジネスのためのものであり、家庭で日常的に電話を用いるというのは富裕階級の例外的現象であった。したがって、人口千人当たり一二・六台というのは、日常生活における電話の普及を示す何物でもなかったのである。他方、一九三六年末の『家庭録』に記載された華族人口は四、三一八八、電話保有台数合計は約七一五台であるから、人口千人当たり一六六・三台となり、全国の電話加入者数との単純な対比でいえば約一三倍であるが、それとはまったく異なつて、こちらは日常生活への電話の普及を示す指標とみることができる。電話を保有する家は五九一戸、七六・五%という驚くべき普及率であり、二台以上保有するものはそのうち一一

七戸、電話保有戸の一九・八%となる。

ここに電話に注目するのは、電話保有が一般国民の間には疎であり、華族の間ではすでに密である時代に、電話がもつたステータスシンボルの意味もさることながら、電話が家族を構成する分居世帯同士を繋ぎ、同一住所なら保有する世帯と保有しない世帯とを結ぶ作用を重要視するからである。それはまた、同一住所でもそれぞれの家族単位が別々に電話を保有しているときに果たす電話の独立促進的作用を重要視することとなり、同一住所でも電話を別に保有すれば別世帯、両方に電話がない場合および片一方のみ電話をもつ場合には同一世帯とみなす、筆者の定義を底支えするものである。

もし電話保有の機能を右のように考えるなら、家族の経済力を別とすれば、家族の続柄構成が単純なものよりも複雑なものの方が、構成員数の少ないSやCよりも多いNやFを含むほうが、また人的資源が乏しいと考えられるSよりも人的資源に富むと考えられるNのほうが、電話保有率が大きいのではないかという予想が立つ。表8によつてこの予想を点検してみよう。

家族の続柄構成別に観察すると、電話保有率は単独世帯六三・〇%、夫婦家族七四・七%、直系家族七七・四%、複合家族八三・八%となり、予想どおり続柄構成の複雑なものほど保有率が高い。単独世帯には実際には生家に同居していて名目だけのものが少なくないのだが、その場合生家の電話を記載をしているので、実際

表8 家族の統柄構成別電話保有率

統柄構成	総数	実数		比率	
		電話有	内、2台以上有	電話有	内、2台以上有
総数	773	591	117	76.5 %	15.1 %
単独世帯	27	17	2	63.0	7.4
夫婦家族	293	219	14	74.7	4.8
N	183	146	9	79.8	4.9
C	15	10	—	66.7	—
F	25	18	2	72.0	8.0
M	52	36	2	69.2	3.9
S	18	9	1	50.0	5.6
直系家族*	385	298	74	77.4	19.2
N	254	207	58	81.5	22.8
C	61	47	8	77.1	13.1
F	28	18	4	64.3	14.3
M	23	14	2	60.9	8.7
S	19	12	2	63.2	10.5
複合家族	68	57	27	83.8	39.7

*直系家族は下世代についてN～Sを分類した。

の単独世帯の電話保有率はさらに低いものとなるはずである。また、再分類に着目して細かくみると、夫婦家族のなかでは婦子(N)と父子(F)の、直系家族のなかでは(N)もしくは(C)を下世代に含む形態の保有率が高く、夫婦家族のなかではきょうだい(S)と夫婦(C)の、直系家族のなかでは母子(M)ときょうだい(S)を下世代に含む形態の保有率が低い。構成員数と人的資源の多少から予想された保有率の差異が全面的に実現しているわけではないが、NとSとの高低差は明らかである。電話保有には家族構成以外の要因、とくに家の経済力に加えて家の職業形態が大きな要因であろうが、にもかかわらず家族構成により

右のような差異が検出されることは注目に値しよう。

四、結びに代えて

以上、『華族家庭録』を基本資料として一九三六年末の華族七七三家の世帯構成と家族構成を解析し、一つは国勢調査や全国人口表と、もう一つは不十分なが庶民の家族形成の通念と対比しつつ、華族の世帯・家族の数量化しうる側面にたいして考察を試みた。数量化の可能な限られた側面からではあるが、華族の世帯・家庭の全体像に照明を当てることにより、とりあえず、庶子・妾、嫡系および傍系への養子、戸主の母あるいは既婚嗣子の分居など、華族の家族に特徴的に頻出する事態を指摘することができた。今回の考察が華族を特徴づける家族歴(家督相続、養子、結婚離婚など)、教育歴(学習院その他)、職歴(侍従や女官を始めとする宮内省関係勤務、門跡など高格寺院入りを含めて)等、華族のライフコースにかんする研究の予備的作業となるならば幸いである。

註

(1) 一般国民の間では婿養子と見なされるような事例において、華族ではまず戸主の養子となった後に家付嫁(しばしば他家の養女になるという手続きをへて)と結婚していることに注意。

(2) 「死に譲り」の慣行は、華族戸主は爵位に應ずるペースで位階が陞階するが、隠居すればその時点以後この特典に浴しえないためではないだろうか。

文献

- 橋本 悟編『華族家庭録』、華族会館、一九三七年。
- 金澤誠・川北洋太郎・湯浅泰雄編『華族―明治百年の側面史―』、講談社、一九六八年。
- 霞会館諸家資料調査委員会編『昭和・新修華族家系大成』、社団法人霞会館、上巻・一九八二年、下巻・一九八四年、別巻(華族制度資料集)・一九八五年。
- Lebra, T. S., *Above the Clouds: Status Culture of the Modern Japanese Nobility*, University of California Press, 1993.
- 内務省編『国勢調査以前日本人口統計集成』I(一八七二〜八五年)、原書房(復刻)。
- 内務省統計局編『大正九年国勢調査報告』全国の部第一巻・一九二八年、全国の部第三巻・一九二九年。
- 中川善之助『妻妾論』、中央公論社、一九三六年。
- 高柳真三『明治初年に於ける家族制度改革の一研究―妾の廃止―』(日本法理叢書第三輯)、日本法理研究会、一九四一年。
- 戸田貞三『家族構成』、弘文堂、一九三七年。

Statistical Analyses of the Nobility Family and Household in the Prewar Showa Period

Kiyomi MORIOKA

The present paper attempts to elucidate the characteristic family and household composition by tabulating the data published in *kazoku Katei Roku* (A collection of basic information about each family member of the nobility), in comparison with the household composition revealed by national censuses and similar nation-wide governmental statistics.

The relevant data contained in *Kazoku Katei Roku* which were gathered systematically at the end of 1936 include the name, date of birth, kinship status relative to a titled patriarch, court rank and academic degree, education and occupation, address and phone number of each member of the nobility family and household.

The nobility family is defined as the kin group consisted of persons recorded in aggregate on the book of collection headed by a titled patriarch, while the nobility household as the kin group composed of persons living in the same domicile headed by a titled patriarch. The former may be identical with the latter, but in many cases it contains additional smaller kin group(s) living in separate domicile(s), related patrilineally to the latter.

The family and household are analyzed in terms of size and dyad composition. The data for comparison are national averages obtained from the national censuses in 1930 and 1920, and the national totalizations of registered population in 1872, 1876 and 1880.

Major findings are as follows:

1. The average size of peerage households is a little bit smaller than the national average, partly because *Kazoku Katei Roku* contains only the information about kinsmen excluding that of non-kin members, and partly because mothers and married heirs of a patriarch tended to live separately from him, while they lived together in the same household with a head among the general public.
2. The degree of complexity of peerage household composition in terms of inter- and intra-generational dyad combination is almost the same as that of general public.
3. The peerage household contains a patriarch's bastards frequently and sometimes his

concubines also. While a concubine was informal, a bastard was authorized as possibly legitimate by the ordinance regulating the nobility.

4. Another characteristic of the peerage family is a frequent occurrence of adoption to secure a qualified successor to the position of a patriarch, or a qualified consort to him or his successor.